

公益社団法人 広島県理学療法士会  
理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会の研修会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）の事業推進に対して研修会が円滑に行われるために定める。

(講習会・研修会の条件)

第2条 研修会は1コマあたり90分で、2コマ以上(3時間)とする。

2 講師は登録理学療法士（認定理学療法士または専門理学療法士が望ましい）とする。

(参加定員の設定)

第3条 会員のニーズがある研修会を開催するため、参加定員は原則80名以上に設定する。

2 申請80名未満の研修会申請の場合は、①新規性があること、②過去3年間、広島県で開催実績がない、③グループワークや実技が主体の講習会に限り申請が可能。なお、80名未満の研修会開催については、理事会又は常任理事会の承認を得た上で、最大3年間まで開催が可能。（毎年ごとの申請・理事会又は常任理事会での承認が必要）

(運営について(参加費、講師料、日当、その他))

第4条 研修会参加費は、1コマあたり1000円とする(コマ数によって2コマ2000円、3コマ3000円となる)。赤字収支とならない予算で企画する。

2 研修会開催のための会議は必要最低限とし、1研修会あたり2回（事前1回・事後1回）を上限とする。事務局で不適切であると判断する場合は支出できない。

3 研修会開催のためのスタッフ会議における福利厚生費（飲食代）は、一人1000円まで計上可能。また、会議にかかる経費は全体の運営費支出の1割程度とする。

4 研修会運営について、研修会講師・アシスタント・スタッフへの日当(webによる通信補助)については、講師料の規程を遵守して支払う。なお、講師料は理学療法士が講師を務める場合、1日あたり上限を30,000円までとする。

5 講師にかかる諸謝金、経費/収入は50%以下とする。

6 研修会修了後、個人の所有物になるような物品の購入は認めない(例. ポインター、プロジェクター、PCなど)。消耗品(例. 紙、インク、ペンなど)については除外する。

7 1研修会当たりアシスタントは2名以内とする。

8 グループワークのファシリテーターなどは講師で協力して行うこと。

9 研修会参加者への履修ポイントの付与は、原則として研修会の全講義に参加することを必須とする。各講義5分以上の遅刻、早退、途中退席した場合はポイント付与は認めない。また、研修会終了後5分以内に退室しない受講者は、講義に参加したと見なさないもの

とする。

(申請者の条件)

第5条 本会会員であること。

2 広島県理学療法士会会員は1人当たり、最大2件まで研修会申請を可能とする。申請書類に不備ある場合は申請を受けつけない場合がある。

3 前年度開催した研修会が赤字であった運営者は次年度の申請は1件までとする。

(マネジメント料について)

第6条 広島県理学療法士会は理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会マネジメント料を主運営担当者に支払う。ただし、マネジメント料の支払い額は講習会収益を上回らない金額(赤字収支とならない)とし、研修会・講習会の開催コマ数が4コマ未満のものは上限30,000円とし、開催コマ数が4コマ以上のものは上限60,000円とする。

(研修会の採択)

第7条 研修会の助成金を除く収支が、2年連続または5年間で2回赤字になった場合は、その理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会は次年度より採択しない。

2 定員数80名以上の場合は、募集定員に対し7割以下の参加が2年続く、又は5年に2回あった場合は、その理学療法士講習会・広島県理学療法士研修会は採択しない。

3 定員数80名未満の場合は、定員割れが2年連続で続いた場合、次年度は採択しない。

4 広島県理学療法士研修会の採択は、申請のあったものより、理事会又は常任理事会で過去の実績等を踏まえ審議し、承認されたものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

1 この規程は、令和3年12月7日から施行する。

2 この規程は、令和4年3月12日一部改正により施行する。

3 この規程は、令和4年6月26日一部改正により施行する。

4 この規程は、令和4年12月6日一部改正により施行する。